

## 吉川市の障がい者虐待の状況

### 1 障害者虐待防止法

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）が施行。障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めている。

### 2 埼玉県虐待禁止条例

平成30年4月1日施行。児童、高齢者、障がい者の各虐待を一元的に規定し、法律の範囲を超えた規定も盛り込まれている。

#### 【法律の範囲を超えた規定の例】

- ・経済的虐待を児童虐待にも適用
- ・使用者による虐待を児童・高齢者にも適用
- ・学校の教職員、病院の医師・看護師を「施設等養護者」に位置づけ
- ・県による虐待の防止・養護者支援のための専門的人材の育成
- ・県による虐待の防止等に関する研修の実施及び施設従事者の研修受講の義務付け
- ・重大な虐待事件に関する県による検証の義務付け

### 3 埼玉県ケアラー支援条例

令和2年3月31日施行。ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係機関の役割を明らかにし、ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営める社会の実現を目指す。

### 4 障害者虐待通報件数

(単位：人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
養護者による虐待	1	3	15	9	5
障害者福祉施設従事者等による虐待	0	0	1	1	3
使用者による虐待 ※1	0	0	0	0	0
通報件数 計	1	3	16	10	8
うち虐待と判断し、何らかの対応を行った件数	0	1	2	1	1

令和5年度については、令和6年1月1日付の数値

※1 使用者による虐待は、県労働局で対応した件数

#### 1) 養護者による虐待

令和3年度から養護者による虐待の通報件数が大きく増加している。これは、警察からの虐待通報票による報告数の増加によるもので、警察が110番通報により臨場した案件が書面で報告されている。報告があった場合、当課でその後の状況についてご本人に確認をしているが、虐待までには至っていない案件が多い。

2) 虐待と判断し対応を行った事件

- ・施設責任者が、虐待を行っていた施設従事者に確認したところ、事実を認めたため解雇した。よってケース会議は開催したが、虐待は終結した旨を埼玉県へ報告した。

#### 4 障がい者虐待についての窓口および啓発活動

1) 相談・通報先

- 埼玉県虐待通報ダイヤル# 7 1 7 1 (平成30年10月1日より稼働)

つながらない場合は 電話 048-762-7533 (24時間受付・対応)

- 吉川市役所障がい福祉課障がい支援係

電話 048-982-5238

FAX 048-981-5392

メール [syougai-fukushi2@city.yoshikawa.saitama.jp](mailto:syougai-fukushi2@city.yoshikawa.saitama.jp)

月曜日から金曜日(祝・祭日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時

- 埼玉県障害者権利擁護センター

電話 048-822-1297

FAX 048-822-1406

メール [skenri@fukushi-saitama.or.jp](mailto:skenri@fukushi-saitama.or.jp)

月曜日から金曜日(祝・祭日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

2) 啓発活動

市ホームページ、広報にて、障害者虐待防止法、虐待通報窓口・虐待通報ダイヤル# 7 1 7 1の案内を実施。市内公共施設にポスター掲示を実施。